

京 都 大 学 研 究 諮 問 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) デパートメント 本学の国際卓越研究 大学研究等体制強化計画における研究組織の基本単位をいう。 (2) チェアー・パーソン デパートメントの統括責任者をいう。 (3) 研究戦略統括 全学的な視野のもとに本学の研究力強化の構想を立案し、並びにその実現の企画及び統括をする者をいう。 (4) 領域学術主査 デパートメントの研究評価等に当たり、領域別分科会の運営を統括する者をいう。 <u>(5) 資源配分</u> 研究を行うための資金、人員等の必要な資源を配分することをいう。 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(4) (略) (5) 次条1項各号に掲げる業務を実施するに際し必要な専門的知識を有する学外者若干名 2～5 (略) <u>6 研究戦略統括及び領域学術主査は、プロボストである理事の意見を聴いて担当理事が任命する。</u> <u>7 研究戦略統括及び領域学術主査の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の研究戦略統括及び領域学術主査の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	第2条 (1) (2) (3) (4) (同 左) <u>(5) エグゼクティブ・アドバイザー 第4条第1項各号に掲げる事項について専門的な見地から助言を行うことができる学識経験を有する者をいう。</u> <u>(6) (同 左)</u> 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。<u>ただし、第1号に定める者がプロボストである理事を兼ねる場合は、当該者は委員となることができない。</u> (1)～(4) (同 左) (5) 次条第1項各号に掲げる業務を実施するに際し必要な専門的知識を有する学外者若干名 2～5 (同 左) <u>6 前項に定めるもののほか、委員会にエグゼクティブ・アドバイザーを置くことができる。</u> <u>7 研究戦略統括、領域学術主査及びエグゼクティブ・アドバイザーは、担当理事が任命する。</u> <u>8 担当理事は、研究戦略統括及び領域学術主査の任命に当たっては、あらかじめ、プロボストである理事の意見を聴くものとする。</u> <u>9 研究戦略統括及び領域学術主査の任期は2年とし、エグゼクティブ・アドバイザーの任期は任命する担当理事の任期の範囲内において、当該担当理事が定める。ただし、補欠の研究戦略統括及び領域学術主査の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>10 研究戦略統括、領域学術主査及びエグゼクティブ・アドバイザーは再任されることが</u>

第4条 委員会は、プロボストである理事から諮問された次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(5) (略) (6) チェアー・パーソンの適格性の<u>事前</u>審査に関すること。 (7) (略) (中 略) 第7条 委員会に、常任委員会を置く。 1～8 (略) 9 各項に規定するもののほか、常任委員会の議事の運営に関し必要な事項は、常任委員会が定める。 (後 略)	<u>できる。</u> 第4条 } (同 左) (1)～(5) (6) チェアー・パーソンの適格性の審査に関すること。 (7) (同 左) 第7条 } (同 左) 1～8 9 <u>前</u>各項に規定するもののほか、常任委員会の議事の運営に関し必要な事項は、常任委員会が定める。 附 則 (令和8年10月総長裁定) この規程は、令和8年10月1日から施行する。
--	---